

京都市告示第 397 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定します。

平成17年11月9日

京都市長 榊本 頼兼

1 指定区域

京都市西京区大原野石作町 1783 番地, 1784 番地, 1785 番地の一部及び 1786 番地

2 法施行規則第12条の33の規定による埋立地の区分

法施行令第13条の2第2号

(環境局事業部廃棄物指導課)